

社会福祉法人八紘福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八紘福祉会（以下「当法人」）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事長については、常務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。(別表1)
- (2) 役員等については、無報酬とし別表第2のとおり費用弁償を支給する。(別表1、2)

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第1に定める額
- (2) 費用弁償については別表第2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。但し、定年退職後再雇用にて職員給与を支給している役員については、別表第3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長、常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第24条に準じた日とする。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までに報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則「旧役員等費用弁償規程・役員、評議員報酬基準」

- この規定は、平成15年4月1日より施行する。
- この規定は、平成29年1月30日より改正施行する。
- この規定は、平成29年4月1日より改正施行する。
- この規定は、平成30年2月1日より改正施行する。
- この規定は、令和3年9月30日より廃止とする。

附則「役員等報酬規程」

この規程は、令和3年10月1日より施行する。但し、第2条(1)の常勤役員については、令和4年4月1日から施行とする。

この規定は、令和4年4月1日より改正施行する。

別表1（役員等の報酬）

役職名	報酬の額	費用弁償の額
理事長	月額 100,000円	別表2のとおり支給
役員及び評議員	無報酬	別表2のとおり支給

別表2（役員等の費用弁償）

(1) 評議員

内容	費用弁償の額
評議員会への出席	1回 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1回 7,000円

(2) 理事

内容	費用弁償の額
理事会等会議への出席	1回 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1回 7,000円

※職員給与を支給している者の費用弁償は支給しない。

(3) 監事

内容	費用弁償の額
理事会、評議員会への出席	1回 7,000円
監事監査等への出席	1回 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1回 7,000円

(4) 評議員選任・解任委員

内容	費用弁償の額
評議員選任・解任委員会への出席	1回 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1回 7,000円

